

会議名	第44回板橋区バリアフリー推進協議会
開催日時	平成28年5月13日（金）午前10時30分～12時00分
開催場所	板橋区役所 4階災害対策室
出席者	<p>[委員 17名]（敬称略）</p> <p>八藤後会長、水村会長代理、桑波田委員、佐々木委員、塩尻委員、杉浦委員、スタンナード・ポリー委員、曾輪委員、野原委員、早坂委員、向畑委員、加藤委員、澤口委員、湊委員、浅見委員（代理）、飯沼委員（代理）、濱添委員（欠席1名）</p> <p>[区長]坂本健</p> <p>[関係機関オブザーバー 1名]</p> <p>篠原いたばし総合ボランティアセンター所長</p> <p>[事務局]</p> <p>（福祉部）小池福祉部長、星野障がい者福祉課長、ユニバーサルデザイン推進係3名、</p> <p>（都市整備部）都市計画課土地利用計画担当係長</p> <p>（その他）委託事業者2名</p>
会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴できる）
傍聴者数	2名
次 第	<p>委嘱状伝達式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の伝達 3 区長あいさつ <p>第44回板橋区バリアフリー推進協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員・事務局の紹介 2 会長の選任・就任あいさつ 3 会長代理者の指名・就任あいさつ 4 板橋区ユニバーサルデザイン推進基本方針（案）について

	<p>5 平成28年度のスケジュールについて</p> <p>6 その他</p>
配布資料	<p>資料1 第8期板橋区バリアフリー推進協議会委員名簿</p> <p>資料2 東京都板橋区バリアフリー推進条例</p> <p>資料3 東京都板橋区バリアフリー推進協議会規則</p> <p>資料4 板橋区ユニバーサルデザイン推進基本方針（案）</p> <p>資料5 平成28年度板橋区バリアフリー推進協議会工程表</p>
審議状況	<p>委嘱状伝達式</p> <p>1 開会</p> <p>司 会：それでは定刻になりましたので、ただいまから板橋区バリアフリー推進協議会委嘱状伝達式を始めさせていただきます。なお、会長が選出されるまで、私、福祉部障がい者福祉課長の星野が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>2 委嘱状の伝達</p> <p>（区長から各委員に委嘱状を交付）</p> <p>3 区長あいさつ</p> <p><あいさつ内容></p> <p>皆様こんにちは。本日はお忙しい中、本推進協議会にご出席いただきありがとうございます。また、委員への就任をご承諾いただきまして、誠にありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、板橋区では昨年度に板橋区基本構想を改訂し、概ね10年後の将来像を「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」と決めました。その将来像を実現するため、政策分野別に具現化した「9つのまちづくりビジョン」を掲げています。</p> <p>この中には「安心の福祉・介護」や「快適で魅力あるまち」といったビ</p>

ジョンが含まれており、従来の福祉や介護にとどまらず、すべての人々が快適かつ安全に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりが進むこと、暮らしやすい住環境や安心して歩行や移動ができる安全の確保がなされることについても言及しています。

ユニバーサルデザインは「年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザイン」するという考え方であり、これまでのバリアフリーの考え方を発展させたものです。

本日は、専門的な知見や豊富なご経験をお持ちの有識者の方、地域活動にご尽力いただいている方、日頃から区政に対するご関心をお持ちの方、事業者・行政関係の方など、様々な分野の第一線でご活躍されている方にお集まりいただいております。

板橋区としては、協議会の皆様のご意見を伺いながら、まずユニバーサルデザインを推進する方針を定め、これに沿って区が行うべき施策や事業、事業者や区民の皆様をお願いする事項などを盛り込んだ計画を策定していきたいと考えています。

方針に基づく計画は今年度中に策定することになるため、委員の皆様にはお忙しい中での慌ただしい審議日程になることと存じますが、今後のユニバーサルデザインにつきまして、忌憚のないご意見・ご助言をお願いするとともに、様々な視点からご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(区長退席)

第44回板橋区バリアフリー推進協議会

1 委員・事務局の紹介

(司会から各委員・オブザーバー・事務局の紹介)

※委員欠席1名

2 委員の互選による会長の選任・就任あいさつ

委員：八藤後委員を推薦したいと思います。

司 会：ただいま、八藤後委員へのご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。（異議なしの声多数）では、八藤後委員を会長に決定させていただきます。八藤後委員には、会長席にお移りいただきたいと思います。

<会長あいさつ 内容>

八藤後でございます。実は、板橋区さんに関わらせていただいているのも3、4年になりまして長いほうでございます。その間の感想などを申し上げますと、発言すれば、それに応えていただけ、またその成果などもわかりやすくプレゼンなどをしていただいて、どこがどう変わったということが具体的に示していただけるので、非常に委員としてもやりがいのあるものではないかと思えます。

今回、こういう会長職につかせていただきましたので、皆さん方のご意見などをスムーズに交わせるような進行に努めたいと思っております。どうかご協力をよろしくお願いいたします。

3 会長代理者の指名・就任あいさつ

会 長：東洋大学ライフデザイン学部の教授で、私も所属しております日本福祉のまちづくり学会などで大変ご活躍をされている、水村委員にお願いできればと思いますが、いかがでございましょうか。
（異議なしの声多数）

司 会：では、水村委員、よろしくお願いいたします。水村委員に会長代理をお願いしたいと思います。水村委員には会長代理席へお移りいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<会長代理あいさつ 内容>

ただいまご紹介いただきました東洋大学の水村と申します。このたびはよろしくお願いいたします。

私自身、メインといたしましては住宅の計画や住環境整備について研究

しておりました、高齢者の方、あるいは障がいを持っている方に対して、住み続けられるにはどのような計画、整備をしていけばいいかということについて考えております。

実は学生時代から八藤後先生にはいろいろとご教授いただいていたという経緯と、もう一つは偶然ですが、母の実家が大山でして、子どものころから非常に板橋区さんにはなじみがあるというか、愛着がありますので、いろいろなご縁があるということでお引き受けさせていただこうと思いました。今後ともよろしく願いいたします。

4 板橋区ユニバーサルデザイン推進基本方針（案）について

（事務局から、資料4について説明）

会 長：ただいまの説明についてご意見や質問等を受けたいと思います。

それから、ユニバーサルデザインの理念が出ておりますけれども、ユニバーサルデザインというのは理念でございますので、板橋区はこういう理念でやっていきたいと、そんな姿勢で書かれたものだと理解しております。そういう点を含めまして、ご意見やご質問をいただければと思います。

委 員：町会や商店街というような事業団体にも啓発をしていくというようなことがありましたが、実際に個人の商店街などは、そういうものを理解していく上で、例えばスロープをつけるよと、といったときに、アドバイスだけではなく、助成金のようなものをきちんとつくるなど、具体的なものをこの中でも出していかなければ、難しいと思います。そういったところも含めて、検討していきたいなと感じました。

事務局：個別、具体の施策については、まず基本方針で整理し、区の財政状況や、全体に関する予算の使い方、考え方などがありますので、区に一旦お任せいただきたいと思います。問題点について

は、今日の会議もそうですし、その他ところでもご指摘いただければと思います。

会 長：今のご質問がこの会議の位置づけが何か、という意図ではないかと思うんですけども、私の理解では、ユニバーサルデザインの推進基本方針、これをまず決めていく。その後、推進計画へ移行し、そして具体的に、例えば道路のあそこをどうする、駅前の広場がどうだなど、各種の施策をこの協議会で意見を募る場面が今後出てくると、そういうような考え方でよろしいでしょうか。

事務局：まさにそのとおりでございます、一つひとつの修理のようなものであれば、これは直接主管課に随時言っていただいて解決していきたいと思いますが、ある程度規模の大きいものと、ユニバーサルデザインの板橋区の定義においては、皆様から意見をいただいていいものをつくっていくという考えに則って、忌憚ないご意見をお寄せいただきながら整理をしてまいりたいと思います。

委 員：バリアフリー推進リーダーに関連して聞きたいのですが、障害者差別解消法に関連して必要な合理的配慮の観点と、ユニバーサルデザインとはどう関係してくるのか。私たち視覚障がい者から見ると、例えばエスコートゾーンを設けてほしいといった場合に、これはユニバーサルデザインの関係から必要だし、合理的配慮からも必要だということで、恐らく重なってくることもあるかと思えます。その中で、障害者差別解消法とユニバーサルデザインとの推進リーダーが担う役割とでどのような重なりや違いがあるのでしょうか。

事務局：ご指摘のとおりで、この4月1日に障害者差別解消法が施行されました。区は努力義務ではなくて、義務として合理的配慮を取り組んでいくことが求められています。

私どもとしては、ユニバーサルデザインを行う上では、まずデザインに必要な要素とは何だろうということで、さまざまな利用者

の視点が大事だと思っています。ですので、ご指摘の視覚障がいの方にとって使いやすいものは何かというのは、当然一体のものとして考えていくべきだと思いますし、障害者差別解消法というのは、ユニバーサルデザインと方向性は同じものだと考えておりますので、ユニバーサルデザイン推進リーダーにも障がい特性というものをよく理解してもらって、合理的配慮もいろいろな仕組みの中にきちんと取り込んでいけるように、職員の意識を高めてまいりたいと思っています。

会 長：今、差別解消法、それから合理的配慮という言葉が出てきたんですけれども、なじみのない方もいらっしゃるかもしれませんので、事務局から2点について、簡単にご説明いただければと思います。

事務局：平成28年4月1日から障害者差別解消法がスタートしました。

この法律は、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指していくという法律です。その中に、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供という2つの大きい柱がございまして、不当な差別的取り扱いの禁止は、国や市町村などの役所や会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止していますというものでございます。こちらは全て禁止です。合理的配慮の提供につきましては、障がいのある人は社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること、事業者に対しては、対応に努めることというのがありますが、これを合理的な配慮とされています。例えば言語、これは手話を含むとされています。また、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなど、サインによる合図、触

覚など、さまざまな手段により意思が伝えられることを言います。通訳や障がいのある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障がいのある人とのコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも、当然本人から意思が伝えられたものとして取り扱いますということになってございます。

板橋区としては、これに基づいて、職員に向けてガイドブックをつくりまして配付をし、この法律を遵守するよう対応中です。各事業者様においては、パンフレットの中で、国、都道府県など、役所が役所に働く人に対して対応要領を示すこととされていますが、対応指針というのがありまして、事業者を所管する国の役所から会社やお店などの事業者に対して指針が示されるとなっておりますので、事業者の皆様方には恐らく国の官庁から連絡が行くのではないかと考えております。

委員：差別解消法の話が出てきたので、その関連で意見を言います。つまり策定の背景にそのあたりのことを触れなくていいのかということなんですね。超高齢化の進行やオリンピック・パラリンピックということから、さまざまな場面でいろんな方が社会参加できる環境を整える必要があると書かれていますが、差別解消法も、国連の障害者権利条約の批准によって日本の国内が障がいを持っている方に対しての国内法整備が求められるようになってきた背景で成立してきました。権利条約の中には、環境をつくるときにユニバーサルデザインの考え方で環境を整備していきなさい、それができない場合には合理的配慮で対応しなさいということが書かれている、そうした国際的な動きを受けて策定されました。そのため、整える必要があるということではなくて、これからはバリアフリーの考え方を持って環境整備をせざるを得ない状況になっていると思うんですね。

そうしたせざるを得ない状況があるので、板橋区としてはそれを

受けるためにこの基本方針をつくるという、そういう流れもあると思いますので、そのこともきちんと策定の背景の中に明確に位置づけていく必要があるのではないかと思います。

事務局：今ご指摘のとおり、重要な背景の一つと認識すべきだと思いますので、ぜひその論旨を入れてまいりたいと思います。

会 長：今日はその部分加わるということを前提に進め、次回までに何らかの形でその文言がつけ加わったものを認めるということになるとは思いますけれども、そのようなプロセスでよろしいですか。

事務局：今回は、方針案を了承いただきまして、この後、区的意思決定機関である庁議という会議があるのですが、本日皆様から頂戴いただいた意見を踏まえて庁議にかけ案を作りまして、そこでさまざまな意見を入れ、区として合意をしていくことになってございます。ぜひ皆様方からいただいた意見を踏まえて、庁議提出案を作らせていただきたいと思います。また決定したものについては、次回の会議でお出ししたいと思っております。

オブザーバー：ユニバーサルデザインにおけるハードとソフトの取り組みの整理図内に、心的要素・ソフトユニバーサルデザインという項目がありますが、「ひと」によるサービス等の提供というところが気になります。

具体的には、一般的な例のところは接遇、接客等となっております。この相互理解、区民一人一人がユニバーサルデザインを理解するということだと、この「ひと」によるサービスの提供がサービス業に限られてしまうような記載になってしまっているんじゃないかなと思うんですね。ユニバーサルデザインは、「はじめから」ということですが、心のバリアフリーというようなところの観点を継続して持ち続けるというのが、すごく大切なことだと思うので、このあたりの文言を見直していただくと、区民一人ひとりがお互いに理解し合って、ユニバーサルデザインをつくっていくという内容になるのではと思います。

もてなしという言葉だと、もてなす、もてなされるという関係性がイメージされるところで、思いやりの心もあるとは思いますが、人が人のために行うことというのは、サービスではないと思います。例えば視覚障がいの方が信号を渡るときに青ですよ、一緒に渡りましょうということをサービスという言葉では使わないと思いますし、接遇という言葉の中に一般の人々が何かを助けるということが含まれているとは思えないので、文言を置き換えたほうがいいのではと感じます。

事務局：これだけですと有償的な、あるいは一定の上下関係があるようなものが想像されるわけですが、今例示としていただきましたのは、介助や協力であるものもここに本来あるべきだと、つまり対等な関係での人と人のアクションですね。必要であろうということなので、私もすぐサービスにかわる言葉は思いつかないのですが、私どもに論旨を含めてお任せいただきたいと思います。

委員：今回、ユニバーサルデザインについてのことを家族、友人、地域の方々に聞いてみたところ、何それって皆さん、同様なお返事があったんですね。私自身も何の理念であるか、デザインって立体的なもの、絵など、そういうものであると思い込みがありました。私の娘が、たまたま仕事関係で詳しいのでいろいろ教わったんですけれども、若い方、特にインターネットをしていらっしゃる方については、ユニバーサルデザインなしには仕事ができない、そういう業種もあって、本当にそれは浸透しているという意見も聞きました。日本だけじゃなくて世界の方々、全てを巻き込んだ理念であるという、人間の究極の平和な、皆さんが過ごしやすい世界をつくるための壮大な理念が基本にあるということもよくわかりました。そのなかで、ユニバーサルデザインの理念を、これから板橋区の行政としていろいろPRし、過ごしやすい板橋区をつくりましょうねという情報提供を区民一人ひとりにやっていかれるのでしょうか。

事務局：おっしゃるとおり、現在ユニバーサルデザインという言葉自体が、全ての区民の方が完全にご理解いただいているわけではありません。また、冒頭で会長がおっしゃったとおり、今回お示したものは板橋区における理念の定義であるため、ユニバーサルデザインというものが必ず一つのものを指しません。

まず、この計画を策定する前段階の方針ですので、この方針を皆さんに合意いただきましたら、この先、区の普及啓発活動なども具体的に計画として落とし込んでいく必要があります。その案の中で、ぜひこれはよい、この部分が足りないのではないかというご指摘も、次の機会にいただければと思っております。

委員：この基本方針をお伺いして、めざすべき方向というのは随分わかりやすくまとめられているのではと感じています。区民の生活の場というところを考えますと、生活の場は陸続きですから、区をまたがるというところも十分あるのかなと考えます。そうすると、隣接の区との情報共有や取り組みの協調、そういうところもあってバリアフリーや、ユニバーサルデザインというのが普及していくのかなと考えます。少なくとも、隣接の区との情報共有や協調、そういうのは必要ではないか感じていますが、隣接の豊島区等との連携については、どのようにお考えなのかというところをお聞きしたいと思います。

事務局：隣接区との協調ですが、今回のこの方針自体は板橋区が独自に定めてまいりますので、特に関係の区に対してどうこうということはないのですが、例えば道路の整理や鉄道駅の境界線上の整備などの場合には、関係団体が一緒に集まって、あるいは個別に調整をしながら詰めることを行っておりますので、今後ともそういうことを続けていきたいと思っております。

委員：今回、初めて知的障がい者団体からやってまいりました。身体障がいの方に使いやすいものと知的障がいの方にも使いやすいし、子どもや外国の方に使いやすい、お年寄りに使いやすいもの

だと知的障がいの人にももちろん使いやすいということもあり、今回の協議会を機に、ハード面の課題解決に網羅可能であると考えています。しかし、知的障がいとなると、特に発達障がいや精神障がいなどを重複されている方もいらっしゃいますし、区民の方に十分理解された上でこのユニバーサルデザインを計画していくとよりよいものができるのかなと考えています。

障がい者に関する理解啓発のところの部分となると、学校教育の道徳や総合的な学習の時間の中で、子どもたちが主体的に長期にわたって交流できるようになるといいと思います。例えば高島特別支援学校と高島第三小学校、高島第三中学校などが長期にわたって交流しているのですが、このような仕組みをどの学校も実行できれば、小さいころから障がいについて理解をできると思います。また、長期にわたってユニバーサルデザインを、将来をもっとよいものにするためには学校教育の中でもしっかりとした教育が必要なのかなと。そのためには、やはり心のバリアフリーの部分をきちんとした項目でどこかに載せていただけたらなという思いはあります。

会 長：ありがとうございます。先ほどのご意見などで、いかに多くの区民の人に知ってもらおうかというようなことと共通するようなご意見ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

事務局：やはり相互理解というテーマだと思っています。今ご案内いただきましたような具体的な例については、また今後の個別計画の中でしっかり議論を進めていきたいと思いますが、相互理解の方法論ですね、あるいはどういった世代にどうアプローチするのが一番心に響くのかというようなことを含めて計画の中に取り込んでいきたいと思っております。

委 員：今の意見に関連しまして、こちらの基本方針の中にすべての方を対象に、という言葉が大きく挙げられております。具体的に、どういう方々がすべての構成をしているのかを、区民の方も学んで

	<p>いく必要があるのかなと考えております。</p> <p>また、先ほどのご意見の中で、ハードはある程度ユニバーサルデザインに近づいていけるだろうという話がありましたけれども、すべてを対象にしていくと、もしかしたら対立するような要件も出てくるかと思うんですね。ある人にとってそれは非常に必要だ、でも、ある人にとってそれはとても不便になってしまうというような、こういうこともあり得る話だと思います。そういうことも含めて、その全てをめざす決意や、そういう部分を強調してもいいのかなと私は感じました。</p> <p>会 長：ただいまのご意見は、基本方針に決意を入れたほうがいいのではないかということでしょうか。それとも今後の進めていく中でそういうものが盛り込めればいいかなということでしょうか。</p> <p>委 員：できましたら、すべての部分を区民の方がイメージしやすくするような文言が入ってもよろしいかなとは思いました。ただ、今後具体的にそういうものが明らかになってくるとも同時に思っております。</p> <p>事務局：実際に物をつくるという段階になりますと、利害、意見が対立する、立場が違いますから特性も違うんですね。しかしながら、それを超えてきちんとサービスが提供できる、代替措置も含めてということになりますけれども、目的に少しでも達成できることがユニバーサルデザインの一番大事な理念ですから、対象のところでも少し強く表現ができればよいなど。もしかししましたら、今回は一旦このままにさせていただきながら、次の計画のときにはもう少しきちんとそういった意見の調整ということについても仕組みをうたっていかねばいけませんから、そういう中で今おっしゃったようなことを書いていければと思いますので、一旦お任せいただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>委 員：先ほど相互理解ということが出ましたけれども、障がいを持っている者同士、例えば視覚障がいや、身体障がいなど、それぞれの</p>
--	---

バリアをそれぞれが理解をすることで実は超えていける部分もあるのではないのでしょうか。そのため、そこも理解していくんだよという文言も、ぜひ入れていただくと衝突が少なくなくなるのではないかと。障がいの理解というのは、実は障がい者同士でもとても必要だなと思っていますので、その辺のところもお願いしたいなと思いました。

事務局：まさに物をつくるということの難しさの一つの端的な例だと思います。少し古い話ですが、板橋型段差解消ブロックというものをつくって皆様からご意見を伺ったことがあります。よかれと思って、ほかの自治体の例を持ってきたわけですが、バリアのある当事者の方々からさまざまなご意見をいただき、また、当事者同士のご意見も全く違う。例えば視覚障がいの方であれば一定の段差がないとそのまま車道に出てしまう、しかしながら、車椅子の方にとってはやはり段差は少しでもないほうが良いというような意見もでました。いろいろな意見を頂戴しながら、お互いにご理解をいただいていくということがとても大事だと事務局でも思っておりますので、計画骨子の段階では、物をつくるということに対するお互いの理解、あるいはお互いの立場をきちんと表現して、なお調整をしていく仕組みについても、考えていきたいと思っていますので、ぜひ骨子案のときにご意見を再度いただければと思います。よろしくお願いいたします。

5 平成28年度のスケジュールについて

事務局：まず本日の会議でいただいたご意見を踏まえて資料を修正させていただきます、5月26日に庁議という区の行政運営の最高方針、及び重要施策等を審議、策定する機会になりますので、こちらに諮って決定してまいりたいと思います。

その後については、資料5をご覧ください。次のバリアフリー推進協議会を7月28日午後2時から開催し、ユニバーサルデザイ

ン推進計画の骨子案の検討を行っていただく予定です。この骨子案を固めた後に、10月7日にこの計画の素案検討をし、区議会に報告、また、パブリックコメントを経て、年明けの1月13日に今年度最後の協議会で計画案をご検討いただきます。

6 その他

委員：今日の報告を受けていまして、すごく私自身も勉強になりました。本当にこういう考え方があるのかということでもいい学びの機会になったなというふうに思っています。

2つありますけれども、1つは、この会議が傍聴もできるということで区民に開かれた会議だと思えます。ただ、55万の区民がいるわけですけれども、この会議が今やられているということは限られた区民しか知らないのではないのでしょうか。

できることならばこういう会議の様子というものを、区民の方に対して発信していく必要があるのではないかと考えています。それができなければ、日常会話の中などでも積極的に発信していくということも必要なのかなと思います。

2点目は、せっかくユニバーサルデザインという新しい名称を使いましたので、協議会の名前を早急に変えたほうがいいのではないのでしょうか。

事務局：まず、資料の公開についてですが、議事録はもちろんのこと、本日お配りした資料についても、インターネットで閲覧できるようにしてまいりたいと思います。

また、少しでも開かれた広い意見が入ることが、ユニバーサルデザインだと思っておりますので、団体や地域などでもこういうことに取り組んでいるよとお話ししていただきたいと思います。皆様方からいろんなご意見をお寄せいただいてまとめていただくと、よりよいものをつくるということになろうと思います。

それから、会議名称につきましては、まさに事務局も同じ思いで

	<p>す。しかしながら、条例で制定しているものですから、ユニバーサルデザインにすることによって会議の中のことも少し皆さんでもう少しこういうこともできたらいいんじゃないかということになれば、そういう権限そのものを検討しながらユニバーサルデザインの推進協議会というような名称に整理していくのがよいかなと考えております。</p> <p>また、第7期の協議会で皆様からいろいろご意見をいただきましたバリアフリーマップの新しいものが完成いたしました。</p> <p>机上に置いてございますので、ぜひご活用いただきたいと思えます。また、各団体でご活用になる場合には、部数を区のほうにお伝えいただければご用意いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次回の協議会についてですが、7月28日木曜日、午後2時から開催したいと思えます。また、開催日が近くなりましたら改めてご案内の通知と資料を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>会 長：では、これで本日閉会としたいと思えます。ありがとうございました。これから2年間でございます。皆様、どうかよろしく願いいたします。</p> <p>閉会</p>
<p>所管課</p>	<p>福祉部障がい者福祉課ユニバーサルデザイン推進係 (電話：3579-2252)</p>